

# 島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金 (県単独制度) 保証料補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)保証料補給金(以下「補給金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)の融資を受けた県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人(以下「中小企業者等」という。)の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため、島根県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が中小企業者等の信用保証料を負担した場合に補給金を交付するものとする。

(交付の対象)

第3条 補給金の対象は、島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)を対象とし、融資実行されたものとする。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料及び代位弁済日翌日以降の信用保証料を除く。なお、借入当初から据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で期間延長する条件変更を行う場合は、県の補助の対象とする。

(補給金額)

第4条 補給金の額は、別表の基準保証料率(新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度))に基づき算出した額とする。

(対象期間)

第5条 補給金の対象期間は、初年度においては令和2年5月1日から令和3年1月31日とし、次年度以降は2月1日から翌年1月31日とする。

(補給方法)

第6条 県は、前条の規定により申請対象年度の実績に基づき算出された補給金額を当該年度の3月末までに保証協会に支払うものとする。

(交付申請)

第7条 保証協会が補給金を受けようとするときは、申請対象年度に係る補給金について島根県信用保証協会保証料補給金実績報告書兼交付申請書(別記様式)を当該年度の2月末までに提出しなければならない。

(額の確定及び交付決定)

第8条 知事は、前条の申請書を審査し、適当であると認めたときは補給金の額を確定し、及び交付を決定し、保証協会に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第4条関係）

基準保証料率（新型コロナウイルス感染症対応資金（県単独制度））

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率（％）	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.55	0.40
責任共有外保証料率（％）	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.80	0.65	0.45

附 則

この要綱は、令和3年1月7日から施行し、令和2年5月1日融資実行分から適用する。

附 則（令和3年1月29日中小第935号）

この要綱は、令和3年1月29日から施行し、令和2年5月1日融資実行分から適用する。

附 則（令和3年6月4日中小第341号）

この要綱は、令和3年6月4日から施行し、令和2年5月1日融資実行分から適用する。

附 則（令和3年7月2日中小第342号）

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

別記様式

第 号

年 月 日

島根県知事 様

松江市殿町105番地  
島根県信用保証協会  
会長 印

令和 年度島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金  
(県単独制度) 保証料補給金実績報告書兼交付申請書

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)  
保証料補給金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり実績報告及び交付申請  
をします。

記

1 実績報告額 円

2 交付申請額 円

3 添付資料 (補給金算出資料様式)

(その他必要書類(任意))